

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 東部大阪都市計画道路の変更

本路線について、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として、八尾空港用地の活用を検討した結果、本案のとおり、位置、延長、車線数、幅員及び名称等を変更するものである。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
八尾市	3・2・212-47号 八尾富田林線	八尾市老原七丁目、老原九丁目、南木の本一丁目、南木の本八丁目、南木の本九丁目、空港一丁目、空港二丁目、木の本三丁目、太田新町一丁目、太田新町三丁目、若林町一丁目、若林町二丁目、若林町三丁目、太田三丁目、太田四丁目及び太田九丁目地内	位置、延長、車線数、幅員及び名称等の変更

(2) 南部大阪都市計画道路の変更

本路線について、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として、小山松原線との交差構造等を検討した結果、本案のとおり、車線数、幅員及び名称等を変更するものである。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
藤井寺市	3・2・226-1号 八尾富田林線	藤井寺市津堂三丁目、津堂四丁目、小山二丁目及び小山三丁目地内	車線数、幅員及び名称等の変更

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
八尾市都市整備部都市基盤整備課 藤井寺市都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画室計画推進課

(2) 掲示期間

平成28年4月19日（火）から平成28年5月6日（金）まで